

飲食店のみなさま

福島県版

時短要請協力金(本申請)

申請開始のお知らせ

申請用紙の入手や記載等については川俣町商工会までご相談ください。

■令和4年1月まん延防止等重点措置区域(福島県全域)における時短要請協力金[本申請]

令和4年1月30日(日)午後8時～令和4年2月21日(月)午前5時までの間、感染防止対策を徹底したうえで営業時間短縮の要請にご協力いただいた際に協力金が交付されます。

・要請内容

ふくしま感染防止対策認定店制度(オレンジステッカー取得済)と、非認定店に対しそれぞれ下記の通り要請しております。

通常の営業時間	ふくしま感染防止対策認定店		非認定店
21時を超えた営業	いずれかを選択		20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)
	①21時までの時短営業 (酒類提供は20時まで)	A方式	
②20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)	B方式		
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業 (酒類提供は終日停止)		

・交付額

ふくしま感染対策認定店(A方式・B方式)、非認定店により交付額がそれぞれ異なります。

詳しくは次ページ「交付額について」をご確認ください。

・受付期間 : **令和4年2月21日(月)～4月15日(金)**まで

・受付方法 : 郵送または電子申請

お問合せ : 川俣町商工会 TEL565-2377

■ 交付額について

		認定店 ふくしま感染対策防止認定店（オレンジステッカー）				非認定店			
		A方式		B方式					
要請内容	営業時間	午前5時～午後9時までの時短営業		午前5時～午後8時までの時短営業		午前5時～午後8時までの時短営業			
	酒類の提供	午後8時まで		終日停止（酒類の店内持込を含む）		終日停止（酒類の店内持込を含む）			
交付額	中小企業	売上高方式		2.5万円～7.5万円/日		3万円～10万円/日		3万円～10万円/日	
				～83,333円	2.5万円	～75,000円	3万円	～75,000円	3万円
		83,333円～25万円	売上高×0.3	75,000円～25万円	売上高×0.4	75,000円～25万円	売上高×0.4		
		25万円～	7.5万円	25万円～	10万円	25万円～	10万円		
	大企業	売上高減少方式	計算式	前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4		前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4		前年度又は前々年度からの1日あたり売上高減少額×0.4	
			上限額	20万円又は前年度もしくは前々年度の1日当たりの売上高×0.3のうち、いずれか低い額		20万円		20万円	